

# 美鈴が丘学区防犯組合規約

(名 称)

第1条 本組合は、美鈴が丘防犯組合と称し、事務所を組合長宅に置く。

(目 的)

第2条 本組合は、美鈴が丘学区内における防犯活動及び諸施策を樹立し  
自主防犯態勢の確立を図って、防犯の実践活動を推進するとともに、  
地域の安定と秩序の確立及び福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本組合は、美鈴が丘学区内の住民をもって構成する。

(事 業)

第4条 本組合は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 犯罪の防止
- (2) 防犯意識の高揚
- (3) 防犯施設の充実
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 有害環境の浄化
- (6) 警察及びその他の関係機関が行う防犯活動への協力
- (7) その他防犯上必要な事項

(役 員)

第5条 本組合に次の役員を置く。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 組合長  | 1名       |
| (2) 副組合長 | 各街区から若干名 |
| (3) 理事   | 若干名      |
| (4) 顧問   | 若干名      |
| (5) 監事   | 若干名      |
| (6) 会計   | 1名       |

(役員選出)

第6条 役員を選出は、次による。

- (1) 組合長及び副組合長は、役員会において選任し、組合長は、総会において承認する。
- (2) 理事は、各丁目町内会から2名以内選出する。
- (3) 顧問は、役員会に諮り、組合長が委託する。
- (4) 監事は、役員会において選任する。
- (5) 会計は、理事の中から役員会において選任する。

(任 期)

第7条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。また欠員を生じた場合の補欠役員任期については、前任者の残余期間とする。

(役員の責務)

第8条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 組合長は、組合を代表し業務を統括する。
- (2) 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、各業務を協議し、その推進に努める。
- (4) 顧問は、組合長の諮問に応ずるものとする。
- (5) 監事は、会計業務について監査する。
- (5) 会計は、会計業務を処理する。

(会 議)

第9条 会議は、総会と役員会とする。

- (1) 総会は、防犯組合の役員及び各町内会の会長・副会長・会計・組長並びに美鈴が丘地域安全推進員・広島西交通安全協会美鈴が丘支部役員をもって構成する。
- (2) 総会は、組合長が召集し議長となる。
- (3) 総会は、毎年1回開催するが、必要により臨時に開催することができる。
- (4) 総会においては、次にあげる事項を審議決定する。
  - ① 事業計画
  - ② 決算及び予算の承認に関する事項
  - ③ 規約の改正
  - ④ その他、組合長において、必要と認めた事項
- (5) 役員会は、組合長が招集し、各種議案を審議する。
- (6) 役員会は、役員の過半数以上の出席をもって組織する。
- (7) 役員会においては、次の事項を審議決定する。
  - ① 西広島防犯連合会及び佐伯区「安全・安心のまちづくり」連絡協議会に付議すべき事項
  - ② 組織運営上必要と認められる事項
- (8) 総会及び役員会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の欠するところによる。
- (9) 議決一任の委任状を提出して欠席したものについては、定足数においては、出席とみなす。

(経 費)

第10条 本組合の経費は、次ぎにあげるものをもって充てる。

- (1) 年間、各世帯100円の拠出金
- (2) 寄付金、その他

(会計年度)

第11条 本組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

昭和58年 8月 1日施行

平成23年 5月15日改正、施行